

# 厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

## 当院は保険医療機関です

- (1) 管理者の氏名：村田 豊
- (2) 診療に従事する医師の氏名：村田 豊
- (3) 診療日及び診療時間：  
9:00～12:30 / 14:30～18:30 (月曜・火曜・水曜・金曜)  
9:00～12:30 / 14:30～17:00 (土曜)
- (4) 標榜科目：整形外科・内科・リハビリテーション科・麻酔科

## 個人情報保護の遵守について

当院では個人情報保護に努めています。問診票、診療録、検査記録等の個人情報は治療目的以外には使用いたしません。

## 問診票への記入について

マイナンバーカードによる保険証利用により、診療情報を医療機関同士で連携できるよう、情報取得に同意をお願いさせていただいています。

## 診療情報を取得・活用する効果について

薬剤情報を取得することにより、同じ効果の薬剤を重複して処方しないよう防止する事が可能になります。

また投薬内容から患者さまの病態を適切に把握することができ、必要に応じて健康診断情報等も確認することによって、適切な医療に活用いたします。

## 一般名処方加算

当院では、患者さまに必要な医薬品を確保するため、医薬品の供給状況を踏まえつつ、薬局とも連携のうえ、一般名処方（お薬をメーカー・銘柄を指定せず記載すること）を行っています。

## 明細書発行体制等加算

当院では、医療の透明性向上と患者さまへの情報提供を目的に、診療報酬の算定項目、使用した薬剤名、実施した検査名などが記載された診療明細書を、領収証とともに無料で発行しています。明細書の発行を希望されない場合は受付にてお申し出ください。ご不明な点はお気軽にスタッフにお尋ねください。

## 医療情報取得加算

オンライン資格確認を行う体制を有しています。

当院を受診した患者さまに対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

## 運動器リハビリテーション料(II)

医師の指示のもと、骨や関節、筋肉、神経などの運動器に障害のある患者さまを対象に、身体機能の改善を目的としたリハビリテーションを行っています。

運動療法や物理療法、装具療法などを、症状に応じて実施しています。

## 麻酔管理料（I）

当院は麻酔科を標榜しており、医療法に基づき、厚生労働大臣の許可を受けた麻酔科標榜医を1名以上配置しています。

## 酸素の購入価格の届出（大型ボンベ 算定単価:0.42円）

当院は、診療で使用する医療用酸素について、国が定める適切な購入単価に基づき管理を行っています。安全性を確保しながら、必要な患者さまに適切に提供できる体制を整えています。

（2026年1月5日時点）

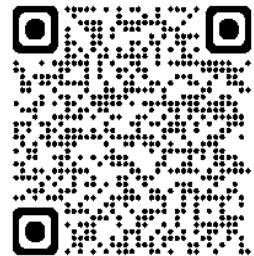
# 令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

## 新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる  
医薬品の一覧などはこちらへ



## 後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）  
に関する基本的なこと



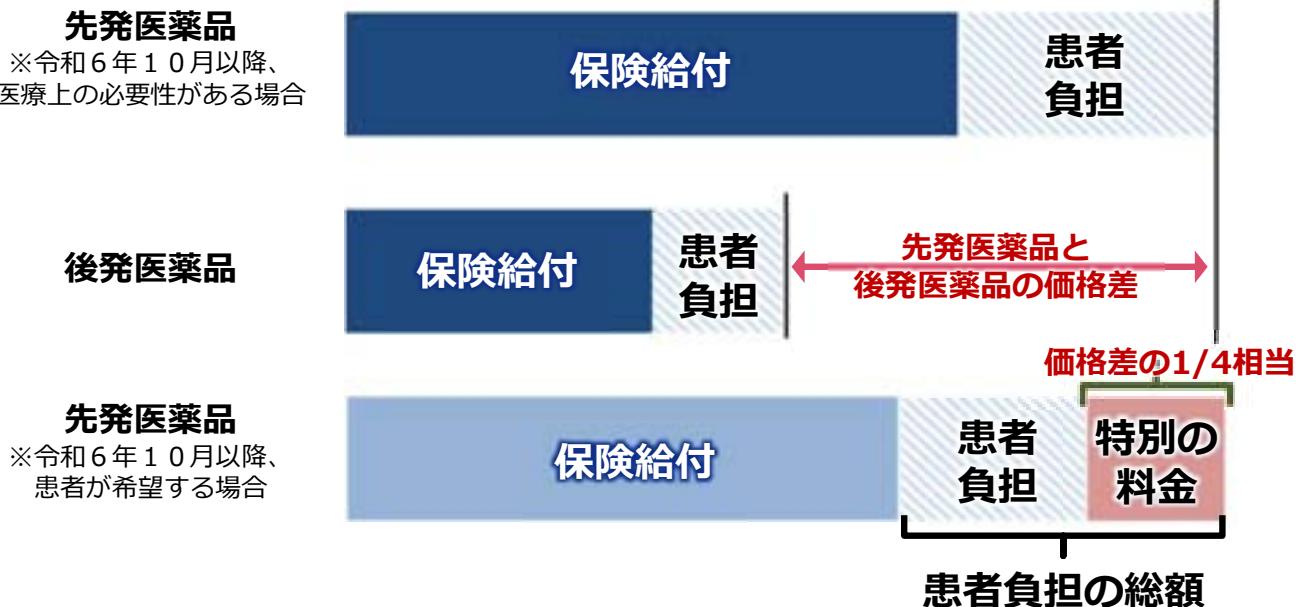
※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るために  
皆さまのご理解とご協力を  
お願いいたします

# 特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

## Q & A

### Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

### Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

### Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うことになりますか。

A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

### Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。